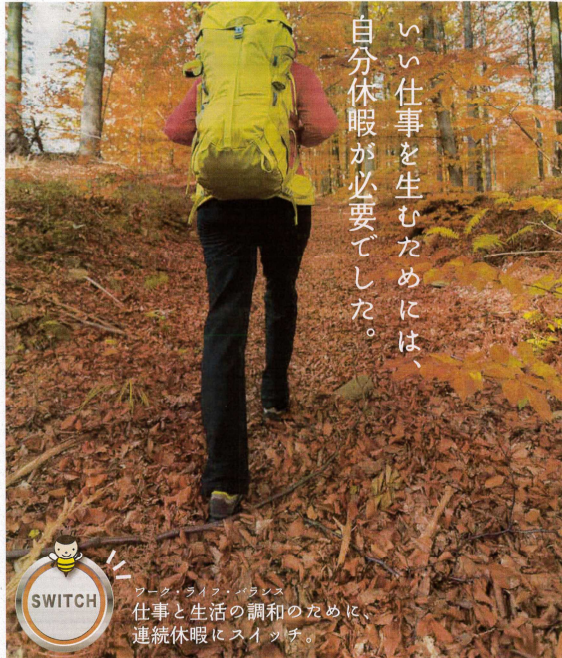


# ～年次有給休暇の取得促進等の協力を要請～

10月は年次有給休暇取得促進期間です  
夏に引続き秋にも要請

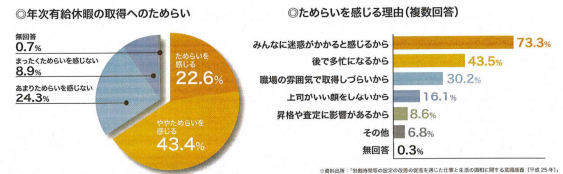


10月は年次有給休暇  
取得促進期間です。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

## あなたの会社は、年次有給休暇が 取りにくくなっていませんか？

労働者の年次有給休暇の取得へのためらい…  
全体の約3分の2の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています。



休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取り組みの一例

- 1) 年次有給休暇を取得しやすい環境整備**  
経営者の主導の下、取得の呼びかけなどによる年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識改革をしましょう。
- 2) 労使の話し合いの機会をつくる**  
年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しましょう。

**年次有給休暇の計画的付与制度とは**  
年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が6.6ポイント(平成24年)高くなっています。※ この制度を導入することによって年次有給休暇が取り易く考えられます。※ 労務条件総合調査

- 1) 導入のメリット**

事業主	労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
従業員	ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。
- 2) 日数** 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

◎1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員	◎2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員
5日	5日
5日	15日
5日	5日

※ 事業主が計画的に付与できる。 ※ 従業員が自由に取得できる。 ※ 事業主が自由に取得できる。 ※ 従業員が自由に取得できる。

栃木労働局では、県下の主要な労使団体に対しまして、年次有給休暇の取得促進に関する協力要請を行いました。



(栃木県経営者協会に協力要請等する西本監督課長)



(日本労働組合総連合会栃木県連合会に協力要請する西本監督課長)

栃木労働局では、9月16日（火）に西本監督課長が、栃木県経営者協会、栃木県経済同友会、栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会栃木県連合会を訪問し、秋の時期における年次有給休暇の取得促進に関する協力要請を行いました。



（栃木県経済同友会に協力要請する西本監督課長）



（栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会に協力要請する西本監督課長）

年次有給休暇の取得率は、全国で約50%弱となっております。夏にはお盆等の夏休みの時期ということもあり、労使団体に要請したところですが、今秋に要請したのは、厚生労働省が10月は年次有給休暇取得促進期間としたこと、秋は敬老の日をはじめとする祝日が多いこと、秋祭りの時期でもあること、またお子様がいるご家庭では、お子様が秋休み時期ということもあり、夏に引続き年次有給休暇の取得が見込まれる秋にも取得促進に関する協力要請を行いました。

年次有給休暇は、計画的付与や時間単位年休等の制度を活用することにより、取得しやすい環境につなげることが可能です。また、取得の促進により

従業員のやる気（モチベーション）の向上や休養によるリフレッシュにもつながります。この機会に是非、年次有給休暇の取得促進にご協力ください。

また、今回の要請の際に、栃木県経営者協会をはじめとします経営5団体に対しまして、勤務地などを限定した多様な正社員の円滑な導入・運用に当たっての留意事項についても説明しました。

栃木労働局では、今後とも年次有給休暇の取得促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めてまいります。